

# 無留保の一部免責条項と 消費者契約法8条3項

弁護士 森貞 涼介

## 1 前提

消費者契約法（以下、「法」という。）8条1項1号は、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する消費者契約の条項を無効と定めている。同項3号は、不法行為に基づく損害賠償責任について、同趣旨の規定である。

また、同項2号は、事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除し、又は当該事業者にその責任の限度を決定する権限を付与する消費者契約の条項を無効と定めている。同項4号は、不法行為に基づく損害賠償責任について、同趣旨の規定である。

後者の一部免責条項について、①故意・過失を問題としないで、「事業者の損害賠償責任は10万円を上限とする。」と記載した場合や、②重過失・軽過失を区別しないで、「事業者に過失が認められる場合、事業者の損害賠償責任は10万円を上限とする。」とした場合、これらの条項がどの範囲で無効となると考えるべきか（この問題が最も顕在化するのは、具体的な実際から事業者に軽過失が認定される場合に、事業者が当該条項を理由に責任の上限は10万円であると主張するようなときである。）。

法8条1項2号及び4号の規定から、軽過失の一部免責条項は有効であるところ、上記①や②の条項は、事業者が軽過失の場合は有効と解釈する余地があるため、問題となる。

## 2 無効となる範囲

### （1）一部無効説

故意又は重過失によるものである場合に、その限度で無効となるとする見解は、軽過失の一部免除の可否は、法10条の審査に委ねればよく、法9条違反の条項が一部無効なのに、法8条違反の条項だけ全部無効とすべき理由は見いだし難いと言う<sup>1</sup>。

### （2）全部無効説

他方、全部が無効となる主張する見解は、法9条

は一部無効を明確に規定するが、法8条には無効に対する限定がないことや、できるだけ適正な条項の作成を業者に促すには、条項全部が無効となるべきと解すべきと主張する<sup>2</sup>。筆者もこちらの考え方賛成するのだが、2022年改正（2023年6月1日施行）によって、新設された法8条3項に関連して、この問題を改めて考えてみたい。これが本論考の主題である。

## 3 法8条3項

### （1）法の規定

同項は、「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）又は消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する消費者契約の条項であって、当該条項において事業者、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とする。」と定めている。

### （2）立法趣旨

本項は、サルベージ条項のうち、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項を無効とする規定であると説明されている。ここに言うサルベージ条項とは、ある契約条項が本来は強行法規に反し全部無効となる場合に、その契約条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の契約条項である。例えば、本来であれば無効となるべき契約条項に「関連法令に反しない限り」、「法律で許される範囲において」といった留保文言を付するものがこれに当たるとされている<sup>3</sup>。

### （3）典型例

上記のような立法趣旨であるので、典型例としては、「法律上許される限り、損害賠償額を10万円とする。」というような条項が挙げられるのが一般的である。

## 4 私見

確かに、法8条3項は、サルベージ条項を念頭に創設された規定である。このことは、2022年改正の基礎となっている消費者庁の検討会報告書<sup>4</sup>の記載内容や、消費者庁の上記解説からも否定できない。

しかしながら、法8条3項がどのような条文であるか、改めて見てみると、「事業者…の重大な過失を除

く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしているもの」としか書かれていない。つまり、純粋に文言から考へるのであれば、サルベージ条項だけを対象として限定する趣旨を読み込むのは難しいよう思う。

従って、①「事業者の損害賠償責任は10万円を上限とする。」とか、②「事業者に過失が認められる場合、事業者の損害賠償責任は10万円を上限とする。」のような条項は、軽過失にのみ適用されることを明らかにしていない以上は、法8条3項により全部無効と解すべきであろう<sup>5</sup>。

また、法8条3項はサルベージ条項を対象としたものだから、上記のような解釈は採用できないという立場を採用するとしても、サルベージ文言付の一部免責は同条項によって全部無効と言うのに、他方で、より悪質性が強い<sup>6</sup>と思われる無留保の一部免責については、有効な部分(軽過失の場合)を残すというのは、バランスを失していないだろうか。すなわち、2022年改正による法8条3項の追加によって、法8条1項2号・4号に関する一部無効説は、価値判断としても妥当ではなくなつたと考える。

1 山本豊『消費者契約法(3)・完』法学教室243号(2000年)57頁。消費者庁消費者制度課編『逐条解説消費者契約法』163頁(商事法務、5版、2023年)も同様の結論と思える記述がある。

2 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法』299頁(商事法務、第3版、2025年)、後藤巻則『消費者契約法』220頁(有斐閣、初版、2025年)等

3 前掲注1『逐条解説消費者契約法』177頁

4 消費者契約に関する検討会「報告書」19頁(2021年)

5 前掲注2『コンメンタール消費者契約法』313頁も結論同旨。

6 サルベージ文言が付されている場合、事業者は、法律に反しない限りで賠償責任を限定する趣旨なのだから、故意・重過失の場合は、全部の責任を負う意思があるということである。他方で、無留保の場合は、故意・重過失の場合であっても、まずは当該条項の存在を理由として一部免責を主張してくる可能性がある(勿論、裁判では認められない主張ではある)。その意味で、無留保の方が、悪質性が強いと考える。